

株式会社 N T T ドコモ
代表取締役社長 井伊 基之 様

二宮町長 村田 邦子

携帯電話基地局の設置における住民説明について（要請）

日頃より当町の行政運営に御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、貴社をはじめとする電気通信事業者の携帯電話基地局については、電波法令等に則して、適切に設置されていることと存じます。

一方で、基地局から発せられる電磁波について、健康被害を不安視する住民の声が当町に寄せられております。

本年 6 月の町議会定例会では、基地局の新設や改造について、地域住民と事業者との紛争を未然に防ぐことを目的として、「携帯基地局設置について設置・変更手続き条例の制定を求める陳情」が提出され、審査の結果、採択されております。

つきましては、以上の状況を踏まえ、下記の内容について貴社に要請いたしますので、対応方針等を文書にて御回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 要請事項

(1) 周辺住民への対応

携帯電話基地局を新設又は改造（以下「新設等」という。）する場合は、周辺住民等（注）並びに当該携帯電話基地局が所在する地区に対し、以下の点について周知のうえ、説明を行うなど適切な対応を行うこと。

また、周辺に学校や幼稚園・保育園などの施設がある場合には、当該施設の管理者の意向の尊重に努めること。

- ・新設等計画及び工事の内容に関すること。
- ・当該基地局から発信される電磁波の情報や健康への影響に関すること。
- ・当該基地局に起因する健康不安又は健康への影響の疑いが発生した場合の対応に関すること。

（注）アンテナを中心に地上からアンテナの先端までの高さの 2 倍の距離を半径とする円の範囲内に居住し又は施設を有する住民及び事業者、団体、施設管理者（「周辺住民等」という。）を目安とする。また、その範囲を超える住民等からの相談等についても誠実な対応に努めること。

(2)町（行政）への報告等

①事前報告：携帯電話基地局の新設等を行う場合の報告

- ・当該基地局の所在地及び設置場所
- ・設置されるアンテナの通信方式及び地上からの高さ等
- ・周辺住民等に対する周知内容及び対象範囲
（※説明会の開催要望がある場合、説明会開催の有無とその対象範囲）
- ・設置事業者及び代理人の連絡先

②事後報告：携帯電話基地局に関する住民等からの問い合わせや相談の内容
（※当該周辺住民等の了解を得た場合に限る。）

2 回答期限 令和5年9月15日（金）

3 送付先 〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮961
二宮町政策部地域政策課 下條
電話0463-71-3313（課代表）
E-mail:kyodou@town.ninomiya.kanagawa.jp

<参考：相手先一覧>

株式会社NTTドコモ/代表取締役社長 井伊 基之 様
KDDI株式会社/代表取締役社長 高橋 誠 様
ソフトバンク株式会社/代表取締役 社長執行役員 兼 CEO 宮川 潤一 様
Wireless City Planning 株式会社/代表取締役社長 兼 CEO 宮川 潤一 様
UQコミュニケーションズ株式会社/代表取締役社長 竹澤 浩 様
楽天モバイル株式会社/代表取締役会長 三木谷 浩史 様